



評価証明書（有料）の取得は原則不要です

鹿沼市では、令和8年4月1日から固定資産価格を法務局へ電子通知することになりました。所有権移転にかかる不動産登記申請の際には、評価証明書（有料）の取得は原則不要となります。※

評価額は、固定資産税・都市計画税納税通知書と同時期にお送りする課税明細書でご確認ください。

… 注意事項 …

- ◆ 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年5月上旬にお送りしています。納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- ◆ 課税明細書を紛失・廃棄してしまった方や、免税点未満のため納税通知書が送付されない方は、名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋・償却資産）（有料）で確認することができます。
- ◆ 4月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明書（有料）をご申請ください。
- ◆ 保安林や公衆用道路のために固定資産税が非課税の場合や年度中に地目が変わった土地の場合は、登記官が認定した価額となるため、宇都宮地方 法務局に相談していただくこととなります。

【お問い合わせ】

不動産登記推進イメージキャラクター

「トウキツネ」

● 固定資産税に関すること

鹿沼市役所税務課資産税係

TEL 0289-63-2113
0289-63-2161



● 登記申請に関すること

宇都宮地方法務局

TEL 028-623-0916

※ 「法務局からのお知らせ」 所有権移転登記等を申請される際には、課税価格（不動産の評価額）の算出に使用しました書面（課税明細書等）の写しの添付にご協力をお願いします。